

インバウンド推進事業業務委託仕様書

1 委託業務名

インバウンド推進事業業務

2 目的

VISITあまくさプロジェクト実行委員会では、天草地域への交流人口の拡大を図るため、平成29年度からあまくさ“旅”プロジェクトとして、あまくさの旅の仕方を提案する取組を行ってきた。

一方、訪日外国人旅行者数は2010年に8,610千人であったが、2016年には24,390千人まで拡大し（出典：日本政府観光局）、熊本県においても、2010年には334千人であった外国人宿泊客が、2015年には643千人にまで拡大している（出典：熊本県観光統計）。天草を訪れる外国人観光客に関しては、ここ5年で約4.5倍に増加している台湾からの観光客がもっとも多く、世界遺産に登録された崎津集落やイルカウォッチング等の豊富な観光資源を積極的に発信することで、更なる増加が期待できると考えられる。

本業務は、台湾人観光客の誘客を更に促進するため、本県と定期便が就航している高雄や、周辺地域である台南からの団体旅行者及び個人旅行者（FIT：foreign independent travel）の誘致を図ることを目的とする。

3 事業概要

(1) 大台南国際トラベルフェア（TTF2018）への出展

①事業内容

台南で開催される大台南国際トラベルフェア（TTF2018）へ出展し、天草地域の魅力をPRする。

※大台南国際トラベルフェア（TTF2018）詳細

日程 平成30年11月16日（金）～11月19日（月）

場所 南紡ワールドトレードセンター

②委託業務の内容

- ・ ブース出展申込手続き、出展料の支払。
- ・ 現地への荷物の配送またトラベルフェア終了後の日本への荷物の配送。
- ・ 出展に係る各種調整。
- ・ ブースの飾り付け及び撤収。
来場者の注目を集めるような装飾方法を提案し、実施すること。
- ・ 現地関係者との連絡調整。
コーディネーターとして1名以上が出展期間中同行すること。
- ・ 現地での通訳。
通訳として2～3名程度を手配し、出展期間中同行すること。
- ・ その他出展に係る必要な手続きや調整

※ブース出展料や飾り付け及び撤収に係る費用、コーディネーター及び通訳に係る費用、荷物の送料等出展に伴う一切の経費は受託者の負担とする。ただし、委託者自身の旅費に係る費用は委託費に含めない。

※トラベルフェアには委託者が3～4名程度同行することを想定している。

(2) 現地旅行エージェントの訪問

①事業内容

高雄や台南の旅行者向けに旅行商品を造成している旅行会社等を訪問し、天草の魅力を発信するとともに、天草を観光ルートに組み入れた旅行商品の造成を促す。

・訪問回数

2回以内。

※訪問回数については委託者と協議のうえ決定する。

・訪問日数

1泊2日もしくは2泊3日程度。

※訪問日数については委託者と協議のうえ決定する。

②委託業務の内容

・現地旅行会社等の選定、連絡調整

効果的な旅行会社を選定し、調整を行うこと。

例)送客力があり、かつ、大台南国際トラベルフェアに出展を予定しており、トラベルフェアにて旅行商品の販売促進を見込むことができる旅行会社である等

コーディネーターとして1名以上が現地に同行すること。

・現地での通訳

通訳として1名以上が現地に同行すること。

・その他、エージェント訪問に係る各種調整。

※天草の魅力を発信することに伴う必要な資料等は受託者にて制作すること。

※コーディネーター及び通訳に係る費用、プロモーション活動に係る一切の費用は受託者の負担とする。ただし、委託者自身の旅費に係る費用は委託費に含めない。

(3) 情報誌、WEB等を活用したPR

①事業内容

天草地域の観光資源や旅行商品等を高雄や台南において広く周知を図るため、各種メディア等を活用したPRを行う。

②委託業務の内容

・効果的な情報媒体を提案し、実施すること。

(4) その他

(1)～(3)と併せて実施することで効果的であると判断できる事業があれば提案すること。

4 業務の実施にあたっての留意事項

- (1) 委託者から業務の処理に関し報告を求められた場合、受託者は速やかにその進捗状況を報告すること。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、対象業務に関する十分な知識、理解及び経験のあるスタッフを確保するとともに、契約条件を遵守し業務を遂行すること。
- (3) 委託業務を行うために必要となる資料等は、その必要に応じて受託者に提供できる。
- (4) 受託者は、いかなる場合においてもこの契約の履行中に知り得た業務に関わる事項及び付随する事項を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 受託者は、本業務の実施に当たり本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに委託者と協議すること。

5 成果物の納入等

制作された成果物は、次のとおり委託者に納入する。

(1) 納期

平成31年3月15日（金）まで

(2) 納品物

- ・業務完了報告書 1部
- ・情報発信されたことがわかる資料（雑誌、WEB記事を出力したもの等）

(3) 納品場所

〒863-0013

熊本県天草市今釜新町3530

VISITあまくさプロジェクト実行委員会事務局

（熊本県天草広域本部総務部総務振興課内）

6 委託費の支払い

業務の処理が完了した後、成果物の納入を受けて検査を行い、成果物の内容が契約上の要件を満たしていれば、委託費の支払いを行う。

7 知的財産権等の取扱い

受託者が制作した成果物の著作権は、VISIT あまくさプロジェクト実行委員会が有する。

8 委託期間

委託契約締結の日から平成31年3月15日（金）まで